

委員長及び委員の兼業の許可に関する委員会決定の一部改正について（案）

令和 2 年 9 月 1 6 日
原子力規制委員会

特別職の国家公務員である委員長及び委員の兼業については、原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範（平成 24 年 9 月 19 日付原規総発第 120919095 号）附則（以下「附則」という。）において、原子力規制委員会設置法第 11 条第 3 項の規定に基づき、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならないとされている。

他方、報酬を得ることなく兼業を行う場合の取扱については、附則において「別に原子力規制委員会決定で定めるところによる」とされているが、現在、当該定めは存しない。

一般職の国家公務員については、職員が報酬を得て兼業を行う場合は、国家公務員法第 104 条に規定する許可を必要とするが、報酬を得ることなく兼業を行う場合は、同法に特段の定めはなく、原子力規制委員会の職員（一般職）については、「兼業許可申請の手引き」（平成 24 年 11 月 14 日原子力規制委員会委員長決定）に基づき、報酬がないことを文書にて確認の上、同手引きに定める審査基準に照らし審査を行い、委員長以下の決裁を得ることとしている。

今般、原子力規制委員会委員（特別職）が報酬を得ることなく兼業を行う場合の手続について、一般職の例によることとし、これを附則に明記する改正を行う。

(参考1) 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

○2 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

○3 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一から八(略)

九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員

○4 この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。)に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

(参考2) 兼業許可申請の手引き(抜粋)

4) 審査基準

①次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、原則として許可しない。

a) 兼業のため勤務時間を割くことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。

*兼業に従事するため勤務時間をさくことは現実には認められていない。但し、大学の非常勤講師についてはこれを認める(兼業の期間は1年以内)。

b) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。

c) 兼業しようとする職員が所属部署と兼業先との間に免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係があるとき。

d) 兼業することが国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。

②専門スタッフ職職員においては、①に掲げる事項のほか、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合は、許可することができる。

a) 兼業先の業務内容が公共の政策に関する調査研究を行うものであって、その職務内容が行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うものであるとき。

b) 兼業先の職務内容が職員の職務上得た高度の専門的な知識経験を社会に還元するものであるとともに、公務の活性化に資するものであるとき。

c) 高度の専門的な知識経験に照らして、兼業先の職務内容をその者が行うことが適当であるとき。

③専門スタッフ職職員における①の規定の適用については、①のc)中、「職員が」を「職員が兼業しようとする日前3年間占めていた」に読み替えるものとする。

④兼業許可の期間は2年を超えない範囲内。但し、大学の非常勤講師については1年を超えない範囲内

改正 令和 年 月 日 原規人発第

号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範の一部改正について

原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範（原規総発第 12091909 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表 原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 委員長及び委員の兼業の許可に関しては、原子力規制委員会設置法第 11 条第 3 項の規定によるほか、<u>一般職の例によるものとする。</u></p>	<p>附 則 委員長及び委員の兼業の許可に関しては、原子力規制委員会設置法第 11 条第 3 項の規定によるほか、<u>別に原子力規制委員会決定で定めるところによる。</u></p>